

# 木材産業原料転換緊急対策特別事業

全国木材協同組合連合会

＜外材から国産材へ一取り扱う原料の転換をお考えの皆様へ＞

## 利子の助成をします！

木材関連事業者が原料を外材から国産材へ転換する場合に、転換する樹種の加工に適した施設・設備の導入、既存施設の取り壊し、原料転換にともなう経営の安定のための運転資金の借入れに対し、利子の一部を助成します。

1

### 対象となる業種

対象は、これまで外材を原料としていた以下の業種の木材関連事業者です。

- 製材業 ●木材チップ業 ●造作材製造業 ●床板製造業
- 集成材製造業 ●合板製造業 ●パーティクルボード製造業



2

### 助成の条件

この事業の採択の条件は以下のとおりです。

- 年間原木消費量(平成19年実績)のうち、おおむね7割以上が外材であること。
- 資金の借入を行う前年度を規準に、5年後の木材利用等の計画量が次のどれかを上回ること。
  - 国産材の年間原木消費量が10,000m<sup>3</sup>以上増加し、かつ国産材の使用割合が高まること。
  - 年間原木消費量のおおむね7割以上を国産材が占め、かつ国産材の年間原木使用料が増加すること。

3

### 助成金の額

助成対象

施設・設備の導入資金、長期運転資金の借入れに対する利子

助成金

3%以内

※助成は、国の補助金(2/3)と民間の出えん金(1/3)により造成する特別資金で行いますが、民間の出えん金は利子補給を受けようとする申請者の方からの拠出が必要です。  
※助成金は、原料転換資金の貸付残高に年3.0%以内の利率を乗じた額です。

# 4

## 助成期間

|           |      |                 |      |
|-----------|------|-----------------|------|
| ①利子助成期間   | 7年以内 | ただし、長期運転資金については | 5年以内 |
| ②借入金の償還期間 | 7年以内 | ただし、長期運転資金については | 5年以内 |

# 5

## 対象となる施設・設備

助成の対象となる設備・施設のごく一部を紹介します。

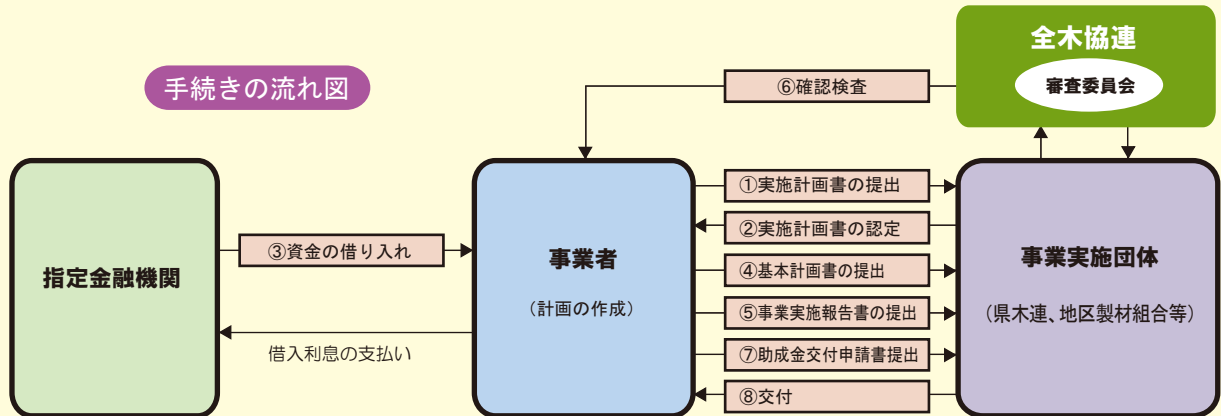
|  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●製材業 ●木材チップ業</li> <li>●造作材製造業</li> <li>●床板(単層フローリング)製造業</li> </ul>        | <p>集成加工施設、住宅部材・家具部材加工施設、バーカー、高度加工用木工機械(背板処理工程を含む)、チップパー、自動制御式搬送装置(自動送材車、搬送用ロボットを含む)、小径木用ツイン帯のご盤・ツイン丸のご盤など</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●合板製造業 集成材製造業</li> <li>●パーティクルボード製造業</li> <li>●床板(複合フローリング)製造業</li> </ul> | <p>専用電子計算機付きログチャージャー、ベニヤレース、高性能化粧単板スライサー、調板施設、圧縮装置(コールドプレスを含む)、自動制御式搬送装置(搬送用ロボットを含む)、大断面集成材製造装置・台形集成材製造装置など</p> |

# 6

## 事業者が行う手続き

実施計画の作成から助成の実施までの手続きは次のとおりです。

- ①原料転換施設導入等実施計画を作成し、県木連等を通じ全国木材協同組合連合会(以下全木協連)に提出します。
- ②全木協連は、全木協連に設置する審査委員会で審議を経て、実施計画を認定します。
- ③実施計画の認定を受けた後、計画に従って施設・設備導入の資金および長期運転資金を指定金融機関から借り入れます。
- ④利子助成を受けるための基本申請を事業実施団体(県木連・地区製材組合等)を経由して全木協連に提出します。
- ⑤事業実施報告書を提出します。
- ⑥全木協連の指定する検査員が確認検査を行います。
- ⑦基本申請承認通知書を受け取った後、利子助成金の交付申請をします。
- ⑧利子助成金を受け取ります。



お問い合わせは

**全国木材協同組合連合会**

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F TEL03-3580-3215

または

最寄りの都道府県木材協同組合連合会等まで